

○ 室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者の保険料の減額について定めるほか、所要の改正を行うもの

2. 条例改正の概要

国民健康保険については、協会けんぽ等の被用者保険と異なり、産前産後期間における保険料免除制度が設けられていなかったことから、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、当該期間における保険料の減額ができるよう、国民健康保険法及び同施行令の一部改正が行われた。

これに伴い、出産被保険者について、産前産後期間相当分として年間の保険料から4月分（多胎妊娠の場合は、6月分）の均等割保険料及び所得割保険料を減額する。

なお、減額した額については、公費で負担することとされ、国が2分の1、道が4分の1、市が4分の1を負担する。

【減額対象期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎			出産予定月			
多胎	出産予定月	出産予定月	出産予定月	出産予定月	出産予定月	

3. 施行期日

令和6年1月1日から施行する。